

奈良県知事許可を受けている（受けようとする）建設業者の皆様へ

－個人情報取扱いについて－

【建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等】

奈良県知事が、建設業法（以下「法」という。）第3条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書（法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び法第11条（法第17条で準用するものを含む。）に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 許可申請の審査事務（国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合を含みます。）
2. 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 法第13条に基づく許可申請書等の閲覧
4. 法第27条の2第1項に規定する建設工事の発注者が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供（発注者支援データベース・システムにより提供するものを含みます。）
5. 奈良県個人情報保護条例第6条第1項の規定による次の利用又は提供
 - ① 法令又は条例の規定に基づき利用し、又は提供するとき
 - ② 個人情報の本人の同意を得て利用し、若しくは提供し、又は個人情報の本人に提供するとき
 - ③ 出版、報道等により公にされている情報を利用し、又は提供するとき
 - ④ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき
 - ⑤ 奈良県知事が利用する場合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは奈良県知事以外の県の機関若しくは地方独立行政法人に提供する場合において、事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当な理由があると認められるとき
 - ⑥ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は奈良県知事以外の県の機関若しくは地方独立行政法人以外のものに提供する場合であって、当該目的の達成に必要な限度で個人情報を提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて特別の理由があると認められるとき
 - ⑦ 公益上の必要その他相当な理由があると奈良県知事が認めるとき

【経営事項審査（経営規模等評価及び総合評定値）申請に係る個人情報の利用目的等】

奈良県知事が、法第27条の26の規定に基づき提出される経営規模等評価の申請書及び法第27条の29の規定に基づき提出される総合評定値の請求書（以下「経営事項審査申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供しません。

1. 経営事項審査申請書等の審査事務
2. 経営事項審査申請書等を提出した者に対する指導監督等の事務

【経営事項審査（経営規模等評価及び総合評定値）の審査結果に係る個人情報の利用目的等】

奈良県知事が、経営事項審査申請書等の審査結果（以下「経営事項審査審査結果」という。）に係る個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 法第27条の23第1項に規定する建設工事の発注者に対する経営事項審査審査結果の通知（発注者支援データベース・システムにより提供するものを含みます。）
2. 経営事項審査審査結果の公表及び閲覧（公表及び閲覧は、一般財団法人建設業情報管理センターが委託を受けて行っています。）
3. 経営事項審査審査結果を受けた者に対する指導監督等の事務
4. 奈良県個人情報保護条例第6条第1項の規定による次の利用又は提供
 - ① 法令又は条例の規定に基づき利用し、又は提供するとき
 - ② 個人情報の本人の同意を得て利用し、若しくは提供し、又は個人情報の本人に提供するとき
 - ③ 出版、報道等により公にされている情報を利用し、又は提供するとき
 - ④ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき
 - ⑤ 奈良県知事が利用する場合又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは奈良県知事以外の県の機関若しくは地方独立行政法人に提供する場合において、事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当な理由があると認められるとき
 - ⑥ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は奈良県知事以外の県の機関若しくは地方独立行政法人以外のものに提供する場合であって、当該目的の達成に必要な限度で個人情報を提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて特別の理由があると認められるとき
 - ⑦ 公益上の必要その他相当な理由があると奈良県知事が認めるとき